



# 罹災証明書申請はお済ですか

地震で被災された場合、各種補助支援を受けるために【罹災証明書】が必要です。

※詳細は【志賀HP】暮らし > 税金 > お知らせ > 「罹災証明書」等について】をご覧ください。

▼窓口申請 受付窓口(午前9時から午後5時)【志賀町役場 町民ホール】【富来活性化センター 町民大ホール】

●必要書類【被災箇所写真、位置図、本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)、罹災証明書交付申請書】

▼ぴったりサービス(電子申請)

●マイナンバーカード利用したマイナポータル(ぴったりサービス)でオンライン申請ができます。

・志賀町HP>暮らし>マイナンバー制度>ぴったりサービス(電子申請)

【お問い合わせ】

志賀町税務課 資産税担当  
TEL: 0767-32-9141

※自己判定方式について(調査が不要なため、速やかに発行することができます。損傷が軽微な場合はこちらを推奨します)

住家等の損害割合が明らかに10%未満であり、申請者が「一部損壊」という調査結果に同意できる場合、調査員による現地調査は行わず、被災者の方が撮影した写真により被害認定を行います。この場合、通常の発行に比べ、速やかに発行することが可能です。

(例)床下浸水、瓦等の屋根一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損等

## 住宅に関する支援

★ 住宅の緊急修理 【問い合わせ先は下記 ① 住宅の応急修理 と同じ】

・ブルーシートの展張等の修理費を町が業者に直接 支払う制度 50,000円以内 ※完了期限:令和6年2月29日

### 修理すれば居住可能

全壊 大・中規模半壊  
半壊 準半壊

#### ① 住宅の応急修理

※住んでいる住宅のみ対象です。

●全壊/大・中規模半壊/半壊 706,000円以内

●準半壊

343,000円以内

※完了期限:令和6年12月31日

※屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を自治体が行うことで(自治体が業者に依頼し、修理費用を自治体が直接業者に支払う)、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。

【お問い合わせ】

志賀町 住宅支援制度窓口  
TEL: 070-1523-8403  
080-7359-8554

※詳細については下記まで

★【志賀町HP > 産業・観光・まちづくり > 道路・建築 > 住宅の緊急修理(ブルーシート展張等)について(災害救助法)】

①【志賀町HP > 産業・観光・まちづくり > 道路・建築 > 住宅の応急修理について(災害救助法)】

②【志賀町HP > 産業・観光・まちづくり > 道路・建築 > 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の提供について】

③【志賀町HP > 産業・観光・まちづくり > 道路・建築 > 応急仮設住宅の入居申込について】

### 被害が大きく居住できない

全壊

大・中規模半壊

半壊

#### ② 賃貸型応急住宅

(みなし仮設住宅)

応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供(原則2年間)

- 不動産仲介業者の斡旋による賃貸物件
- 家賃(月額)
  - ・2人以下世帯 6万円以下
  - ・3~4人 世帯 8万円以下
  - ・5人以上世帯 11万円以下

【お問い合わせ】

(公社)全国賃貸住宅経営者  
協会連合会 金沢支部  
TEL: 0120-27-1000

#### ③ 応急仮設住宅(建設型)

住宅を失った被災者に対して提供される、応急的な住宅(原則2年間)

##### ●1次申込受付期間

令和6年2月5日～令和6年2月18日

##### ●申込受付場所

・【ワンストップ窓口】  
午前9時～午後5時  
▶本庁舎 1階 町民ホール  
▶富来支所 1階 町民大ホール

##### ●郵送の場合、18日必着

【お問い合わせ】

志賀町 住宅支援制度窓口  
TEL: 070-1523-8403  
080-7359-8554

#### ④ 公営住宅の提供

住宅被害を受けられた方に公営住宅等の提供  
(県営原則1年間)

- 家賃、敷金、駐車場使用料は不要
- 共益費、自治会費、電気ガス水道料等は入居者が負担

※詳細は問い合わせ先に要確認

【お問い合わせ】  
県営住宅管理センター  
TEL: 076-241-5370

### 恒久的な住まい

#### ●自力での自宅再建・補修等支援

- ・被災者生活再建支援法制度
- ・県独自の上乗せ支援
- ・住宅金融による支援

#### ●自力での自宅再建が困難な場合は公営住宅等を整備



↓ 石川県の最新情報はこちら↓



県ホームページ



Xもっといしかわ

↓ 志賀町の最新情報はこちら↓



志賀町公式LINEアカウント



志賀町情報配信サイト

地震被害に関する  
問い合わせ窓口  
0767-32-4964  
午前9時～午後5時

石田あきら

事務所

〒925-0157

志賀町堀松寅32

TEL: 0767-32-4368

## ■被災者生活再建支援制度

※各市町で受付窓口準備中

### 支援金の支給額

世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

住宅被害程度	基礎支援金	住宅再建方法	計
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円 300万円
②解体		補修	100万円 200万円
③長期避難		賃借	50万円 150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円 250万円
		補修	100万円 150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円 100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円 100万円
		補修	50万円 50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円 25万円

### 《緊急の生活費の貸付》

原則10万円以内(最大20万円)無利子

【石川県社会福祉協議会】076(208)3503



## お子さんのこと ご相談はありませんか?

### 【たとえば】

- ・地震のあと、子どものおびえがひどく、とても心配だ。
- ・子どもの夜泣きやチックがひどくなつた。
- ・子どもが保護者からなかなか離れない。
- ・子どもについてたつてしまつ。イライラしやすい。
- ・保護者の見つからない子どもがいる。

※18歳未満のお子さんことで気になることや、養育に不安を感じることがあれば、下記までご相談ください。

### ◎親子のための相談LINE

受付時間：月～金 10時～20時

QRコードを読み取って、友だち登録をしてご利用ください。



### ◎児童相談所相談専用ダイヤル

0120-189-783 (通話料無料)

地域の児童相談所につながります



受付時間：月～金 8時30分～17時45分

災害にあわれた方の **こころの悩みや健康に関する相談** を電話でお受けしています。

### 【こころの相談ダイヤル】076-237-2700

受付時間：年中無休 (24時間、365日)

志賀町では応急から復旧・復興へと動き出しているところです。これから復旧復興は数年かかるものと思いますし、たいへん厳しい道のりかもしれません。できるだけ多くの皆さんに地元に残ってほしい、地元に帰ってきてほしい、そしてともに10年後、20年後を見据えたふるさとの復興をみんなで進めていきたい、そう願うものであります。

**被災ごみは捨てても、希望は捨てるな！**

石田あきら 県政報告

Vol.2 令和6年2月発行

避難所以外で避難生活を送られている方へ

情報登録のお願い

石川県では、避難所を離れ自宅や車中泊、県内外の親戚宅に避難されている方の連絡先等を把握するため、登録窓口を開設しています。

今後、志賀町からの支援情報をお届けするため、ぜひご登録ください。ご登録いただいた情報は、志賀町からの支援・情報提供のために利用します。

### 《LINEから》情報登録申込方法 ※推奨

1. QRコードの読み込み
2. 石川県LINE公式アカウントを友だち追加
3. 入力フォームに必要事項を入力



### 《電話から》情報登録申込方法

下記に電話し、避難先、住所、氏名、生年月日などを回答

電話番号：0120-247-001

受付時間：午前9時～午後6時 (土日祝も受付け)

## 【被災された事業者の皆様へ】

被災事業者の事業継続に向けた経営相談や施設復旧・資金繰り・雇用維持等に関する支援策の活用など様々なご相談に対応します。ご希望の方には、対面によるご相談も受け付けております。 **※受付時間:9時から18時(土日祝日も対応)**

○ ワンストップ相談窓口 TEL:0120-330-955

○ 対面による相談 場所: 石川県工業試験場1階  
※事前予約制、予約は上記フリーダイヤルからお申込みください

## 【農林漁業者を支援する特別相談窓口】

地震災害の影響を受けた農林漁業者を支援する相談窓口

**※受付時間:9時から18時(土日祝日も対応)**

### 〈農業・畜産・林業に関すること〉

●中能登農林総合事務所 TEL:0767-52-2583

### 〈漁業に関すること〉

●石川県漁業協同組合 TEL: 076-234-8815

## 災害ゴミの片づけ

## 荷物の運び出しを

!  
ボランティア  
がお手伝い  
します!



依頼内容・活動場所・連絡先等を電話にてお伝え下さい

志賀町社会福祉協議会

### 「志賀町災害ボランティアセンター」

090-7957-6653

090-8261-1021

平日9:00～15:00(土日祝日を除く)



〒925-0157

志賀町堀松寅32

TEL: 0767-32-4368

AKIRAISHIDA1225